

新居浜市保育施設等における
医療的ケア児受入れに係るガイドライン

令和8年3月 策定

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上での医療的ケアを必要としているこども（以下「医療的ケア児」という。）の数は年々増えており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっています。

このような中、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関は合理的配慮の提供が義務付けられました。また、同年6月には、児童福祉法が改正され、地方自治体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされました。

そして、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行され、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること」を基本理念として、医療的ケア児の状況に応じ切れ目のない支援が求められています。これにより、医療的ケア児に対する支援が地方自治体の「責務」とされました。

そこで、医療的ケア児の健やかな成長、医療的ケア児が安心できる保育環境の確保、保護者の負担軽減及び離職防止を図ることを目的として医療的ケア児を受入れるためのガイドラインを策定いたしました。保育所等における受入れについて、保護者、看護を実施する者、保育所等、行政が留意すべき点などについてまとめています。

このガイドラインを活用して、個々のこどもの実態や成長に合わせた医療的ケアが実施され、保育の更なる充実が図れるよう考えております。

目 次

第1	基本的事項	1
1	ガイドラインの目的	1
2	用語の説明について	1
3	保育施設等における医療的ケアについて	1
4	医療的ケアの対象について	1
5	医療的ケアの実施者について	2
第2	医療的ケア児の入所（園）までの基本的な流れ	3
1	保護者からの相談	5
2	施設見学	5
3	医療的ケア実施申込み	5
4	新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討会議	5
5	保育利用調整	5
6	施設入所前面談（重要事項説明）	6
7	医療機関との連携	6
8	教育機関との連携	7
9	医療的ケアに必要な物品等について	7
第3	保育施設等での医療的ケア実施体制とその対応	8
1	医療的ケアを必要とする児童の保育	8
2	医療的ケアの実施者について	8
3	医療的ケアの安全実施体制について	8
4	緊急時の対応について	9
5	職員の研修	9
6	保育施設等での医療的ケアの継続について	10
7	受入れ後の医療的ケアの内容変更	10
8	長期欠席について	11
第4	保護者の了承事項	12
1	保育施設等の利用について	12
2	医療的ケアについて	12
3	ならし期間について	13
4	体調管理及び保育の利用停止等の確認	13
5	緊急時及び災害時の対応等について	13
6	情報の共有について	14
7	退所（園）等について	14
8	その他について	14
第5	各様式	15～

第1 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療的ケア児を新居浜市内の幼稚園、保育所（園）及び認定こども園において受入れるに当たり、必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、安全安心かつ円滑な受入れが図られることを目的としています。

2 用語の説明について

本ガイドラインで使用する名称等について次のとおりとします。

- (1) 「児童」とは、満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者とします。
- (2) 「医療的ケア」とは、主治医の指導の下で保護者や看護師等が、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の日常的に行っている医療行為とします。
- (3) 「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童とします。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者とします。
- (5) 「保育施設等」とは、幼稚園、認定こども園、保育所（園）とします。

3 保育施設等における医療的ケアについて

(1) 医療的ケアとは

保育施設等で実施できる「医療的ケア」とは、主治医の指導の下で保護者や看護師等が、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の日常的に行っている医療行為とします。

(2) 実施する医療的ケアの種類

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④ 胃ろう、腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養
- ⑥ その他、児童が必要とする医療的ケアが軽微であり、主治医等との協議の上で安全が確認できる医療行為

4 医療的ケアの対象について

(1) 受入れの要件

- ① 保護者の就労等の理由により、保育施設等で保育を行う必要性があると認められること。
- ② 保育施設等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- ③ 保育施設等における集団保育及び集団生活が可能であると主治医が判断すること。

- ④病状や健康状態が安定していること。
- ⑤日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- ⑥日常的に他児から隔離した場で保育が必要でないもの。
- ⑦病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること。
- ⑧主治医から医療的ケアの手技等の指導を受けられること。
- ⑨保育施設等や医療的ケアを行う者が必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること。
- ⑩保育施設等での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること。

(2) 対象児童

原則、3歳児クラス以上を基本とします（年齢は、入所を希望する4月1日現在の年齢とします。）。

幼児期（3歳児クラス以上）になると、こどもは他者に関心を寄せて、それぞれの違いや多様性に気付いていきます。医療的ケア児と周りのこども達のかかわりの中で共に育ち合い、安全で安心な保育を行うには、他者を理解することができる発達段階であることが重要であり、そのことを判断の目安とします。

(3) 受入れ開始時期

4月1日入所（園）を基本とします。

(4) 受入れ施設

- ①公立、私立保育所（園）
- ②認定こども園
- ③幼稚園

※当面の間、市内での受入れ施設は「新居浜市立東田保育園」のみとします。

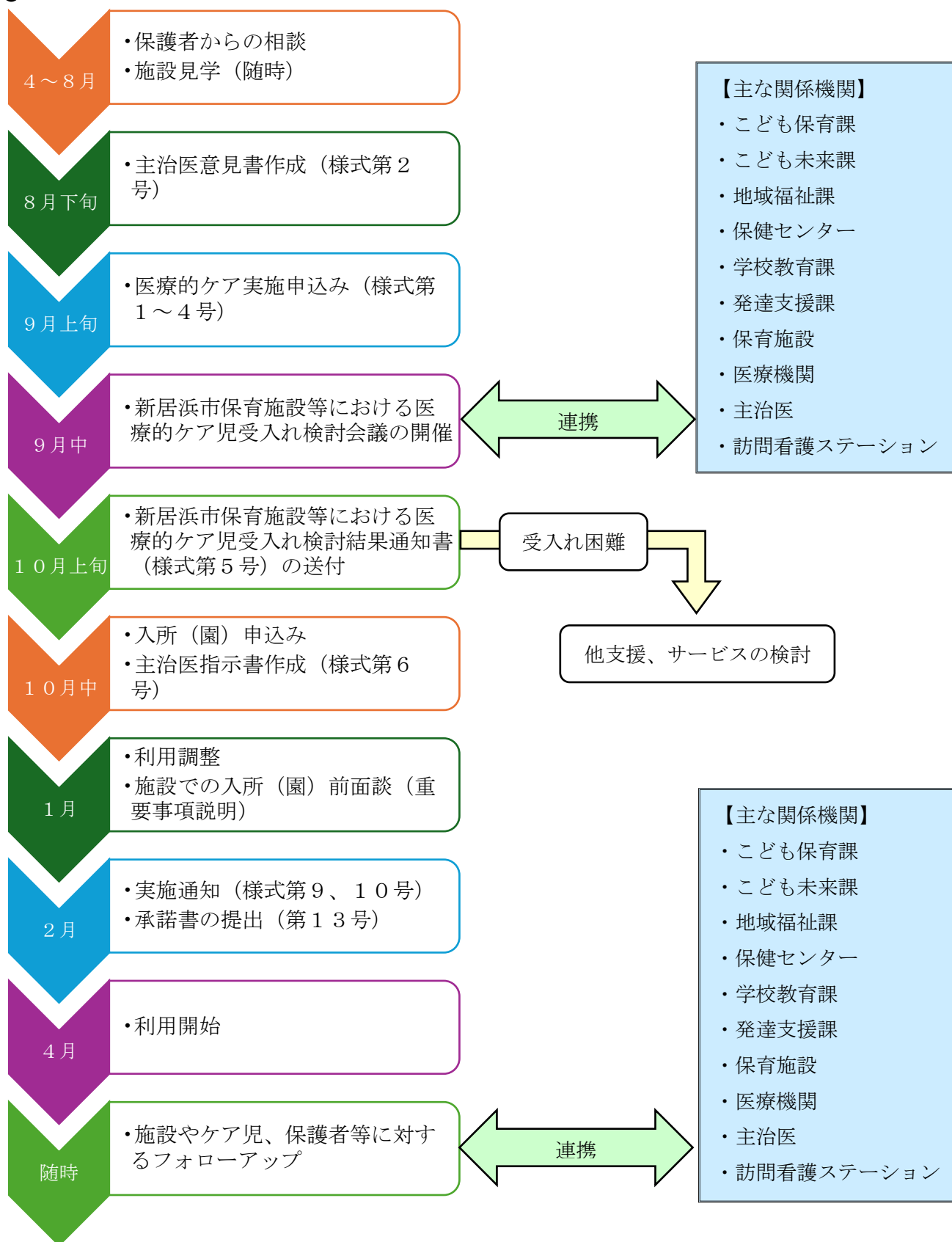
(5) 医療的ケア実施日及び時間

実施できる日 及び時間	週5日（月～金） 8：30～16：30 ※上記範囲内で、保護者の就労等による保育必要時間とし、個別に決定します。
実施できない日 及び時間	①延長保育に係る時間 ②土曜日 ③施設の休業日（振替休日を含む。）

5 医療的ケアの実施者について

医療的ケアの実施に関する業務は、訪問看護ステーション等に委託します。受託業者は、医療的ケア児支援者を選任し、医療的ケア児支援者が中心となり、保護者、主治医等と連絡を取りながら、保育施設等に専門的な知識を有する看護師を派遣します。看護師は、医師の指示に基づいて医療的ケアを実施し、安全確保のために保育士も医療行為に該当しない範囲での補助等を行います。

第2 医療的ケア児の入所（園）までの基本的な流れ



手続きの流れ

手続き	主治医	保護者	こども保育課 (実施保育所等)
1 保護者からの相談		①入所相談 (担当課、施設見学)	①聞き取り、説明
2 医療的ケアの申込み	②意見書作成	①医療的ケア実施申込書 ②主治医意見書の作成依頼 ③児童の調査票 ④医療的ケア児の保育に関する確認書兼同意書	①～④ 受理
3 新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討会議の開催		②受理	①会議開催・意見聴取 ②結果通知
4 保育利用調整	②指示書作成	①入所申込書 ②医療的ケア指示書作成依頼 ③保育のめやす作成 ④与薬依頼書作成 ⑤～⑧ 受理 ⑨医療的ケア実施承諾書	⑤医療的ケア実施通知書 ⑥医療的ケア実施計画書 ⑦アセスメント票 ⑧災害時対応マニュアル ⑨受理
5 施設入所前面談 (重要事項説明)		①児童の調査票作成 ②医療機関受診	①受理、確認、ヒアリング ②医療機関受診同行
6 医療機関との連携	①指導、指示等 ③確認	②確認	①研修 ②緊急時の対応、ヒアリング ③緊急時の対応の確認

1 保護者からの相談

(1) こども保育課（保育を担当する課）

こども保育課において、医療的ケア実施の利用を希望する場合の申込み方法や手続、留意点について保護者等に対して説明を行う。入所（園）申込み時に必要となる「主治医意見書（様式第2号）」は、主治医が作成することに留意する。

(2) 医療的ケアを実施する保育施設等

保育施設等における具体的な医療的ケアに関する相談（対応できる医療的ケアの内容や保育体制等）は、新居浜市が指定する保育施設等へ直接問い合わせをする。

2 施設見学

(1) 保護者は、医療的ケアが実施できる保育施設等へ直接問い合わせをし、事前に施設見学を行うこと。

3 医療的ケア実施申込み

(1) 保護者は、入所（園）の申込み時に次の書類をこども保育課に提出する。

- ①「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」・・・保護者作成
- ②「医療的ケアの申込みに関する主治医意見書（様式第2号）」・・・主治医作成
- ③「医療的ケアを受ける児童の調査票（様式第3号）」・・・保護者作成
- ④「医療的ケアを必要とする児童の教育・保育に関する確認書兼同意書（様式第4号）」・・・保護者作成

(2) 医療的ケア実施申込書を受理したこども保育課は、保育施設等において医療的ケアを安全かつ適正に実施するために、新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討会議（以下「検討会議」という。）を速やかに開催できるように準備する。

4 新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討会議

(1) 検討会議の開催・検討内容

新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討会議を開催し、医療的ケア実施申込みのあった児童の受入れに関し、申込みに係る資料、児童の発達状況及び保育施設等の運営体制等を踏まえ、安全な医療的ケアの実施及び集団保育の可否について医師及び関係課間の意見を聴くものとする。

(2) 通知

こども保育課は、検討会議での意見を参考に決定した内容について、「新居浜市保育施設等における医療的ケア児受入れ検討結果通知書（様式第5号）」を保護者に通知する。なお、安全な医療的ケアの実施等に課題があり、当該保育施設等で受入れが困難と判断した場合は、他の事業の紹介等を行う。

5 保育利用調整

(1) 保育施設等での受入れが可能となり、保育施設等の利用を希望する保護者は、次の書類をこども保育課へ提出する。

- ①「教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書」・・・保護者作成
 - ②「医療的ケア実施に関する指示書（様式第6号）」・・・主治医作成
 - ③「保育のめやす（様式第7号）」・・・保護者作成
 - ④「与薬依頼書（様式第8号）」・・・保護者作成若しくは主治医作成
- (2) 保育施設等は、次の必要な書類を作成し、こども保育課へ提出する。
- ①「医療的ケア実施通知書（様式第9号）」
 - ②「医療的ケア実施計画書（様式第10号）」
 - ③「アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）（様式第11号）」
 - ④「医療的ケア児「災害時対応マニュアル」（様式第12号）」
- (3) こども保育課は保育施設等から提出のあった「医療的ケア実施通知書（様式第9号）」
「医療的ケア実施計画書（様式第10号）」を保護者へ送付し、保護者は、「医療的ケア実施承諾書（様式第13号）」をこども保育課へ提出する。
- (4) その他、保育施設等は、保護者に対して必要な書類の提供を依頼する。

6 施設入所（園）前面談（重要事項説明）

- (1) 施設長、看護師及び認定特定行為業務従事者として登録認定を受けた保育士（以下「認定保育士」という。）は、医療的ケア児の入所（園）へ向けて、改めて保護者から具体的な健康状態や医療的ケアの内容についてヒアリングし、支援体制や環境整備について検討する。また、保護者は、面接にあたり次の書類を施設へ提出する。
- ①「医療的ケアを受ける児童の調査票（様式第3号）」
- (2) 施設長は、保護者同意の上、医療的ケア児の医療機関受診に同行し、保育施設等での医療的ケア実施に必要な情報の提供を受ける。

7 医療機関との連携

- (1) 主治医との連携
- 保育施設等では、医療的ケア実施に向け、入所（園）時において主治医から実施手順等の具体的な指導、職員研修、緊急時の対応への具体的な指示、環境の整備について指示、助言を受ける。
- (2) 医療機関等との連携
- ①保育施設等では、緊急時に医療機関等が対応不可能な場合も想定されることから、緊急時の対応について、保護者及び主治医等にヒアリング、確認を行う。また、必要に応じて、保護者同意の上、保育施設等より医療機関等に対応方針等の確認を行う。
 - ②家庭において訪問看護ステーションを利用している場合、保育施設等は、保護者同意の上、委託先である訪問看護ステーション（看護師）と連携し、家庭での医療的ケア内容等の情報の提供を受ける。
 - ③専門機関を利用している場合、保育施設等は、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等との連携について、保育施設等での生活が快適なものとなるよう、保護者同意の上、児童に関する健康や現在までの情報の提供を受ける。

8 教育機関との連携

就学を見据え、学校教育課、発達支援課と情報共有し、5歳児就学相談に向けたサポートファイルの作成など安心安全な学びの場においてこどもが安心して小学校生活を送れるように情報共有等準備を進める。

9 医療的ケアに必要な物品等について

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育施設等へ提供する。なお、使用後の物品については、保護者が家庭に持ち帰るものとする。

第3 保育施設等での医療的ケア実施体制とその対応

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

- (1) 児童の障がい及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、心身の状況、生活状況を把握する。
- (2) 医療的ケアを安全に実施し、児童が快適で健康、安全に過ごせるように保育環境を構築する。
- (3) 児童の発達状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- (4) 児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者支援に努める。また、必要に応じて関係機関等と連携する。

2 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

3 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育施設等は、検討会議の意見を参考に、「医療的ケアの申込みに関する主治医意見書（様式第2号）」、「医療的ケア実施に関する指示書（様式第6号）」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、看護師、認定保育士、保育士等の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設長は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 保育施設等関係者の役割

- ① 児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、看護師、認定保育士、保育士等の職員、主治医及びかかりつけ医が連携、協働する。
- ② 施設長は、保育施設等における医療的ケア児受入れの責任者となる。医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。
- ③ 認定保育士または担任保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育施設等での生活の状況を保護者に報告する。
- ④ 保育施設等は、保護者と連携して、児童の健康状態を把握する。また、保育施設等は、「医療的ケア実施計画書（様式第10号）」、「アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）（様式第11号）」、「医療的ケア児「災害時対応マニュアル」（様式第12号）」等を作成し、保護者の理解及び同意の上、看護師、認定保育士及び保育士等と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告し、必要に応じて主治医等とも共有する。

- ⑤主治医は、必要に応じて医療的ケアの実施計画とケアの手技（実技）についての確認を行い、職員への助言及び指導を行う。
- ⑥保育施設等は、医療的ケア児が主治医による診察を受診した場合、保護者へ「主治医受診結果報告書（様式第14号）」の作成と提出を依頼する。
- ⑦保育施設等は、3か月ごとに「医療的ケア実施報告書（様式第15号）」を作成し、保護者へ提出する。

(3) 実施環境の整備

- ①医療的ケアを実施する場合は、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、適切な環境において医療的ケアを実施する。
- ②児童が使用する医療的ケアの物品、備品等については、保護者と保育施設等において相互に確認の上、衛生的に保管、管理する。

(4) 医療機器及び物品管理

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育施設等へ提供する。その際「医療機器等預かり同意書（様式第16号）」を保育施設等に提出し、物品の管理を行う。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

(5) 文書管理

児童の医療的ケアの実施に係る書類は、保育施設等において必要期間保管する。

4 緊急時の対応について

- (1) 保育施設等は、医療的ケア児の健康管理、事故防止のため、主治医及び関係医療機関等の協力により保育を実施する。また、緊急時には事前に確認している医療的ケア児の医療機関との連携を行う。
- (2) 緊急時の対応は、「緊急時における対応確認書（様式第17号）」、「アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）（様式第11号）」、「医療的ケア児「災害時対応マニュアル」（様式第12号）」に基づいて対応する。
- (3) 保育施設等は、緊急時の対応について事前に保護者に十分説明し、同意を得ておく。
- (4) 体調の急変等の緊急対応は、発見者からの連絡を受けた施設長の指示の下、児童の状況を連携先である医療機関及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車にて搬送する。
- (5) 児童の体調が悪化した等の理由により、保育施設等が保育の継続が困難と判断した場合には、保護者は、利用時間の途中であっても児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。
- (6) 保育施設等は、「アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）（様式第11号）」を事前に確認し、児童の状況等の変化に合わせて、随時主治医及び保護者に内容の確認を行う。さらに、定期的な訓練を実施し、緊急時に取るべき行動や役割を明確にしておく。

5 職員の研修

- (1) 医療的ケア及び保育が安全かつ適切に実施されるために、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、保育に関する留意点等について保育施設等内で定

期的に研修を行い、保育施設等に勤務する職員の医療的ケアに関する知識、技術の向上に努める。

- (2) 他機関が実施する医療的ケアに関する研修への参加や、医療的ケアを実施している他施設への視察研修を実施し、看護師、認定保育士、保育士等の知識、技術の向上に努める。
- (3) ヒヤリハット、事故等の事例の集積及び分析を行う等の体制整備を行う。また、ヒヤリハット、事故等の事例について「医療的ケア「ヒヤリハット報告書」(様式第18号)」又は「医療的ケア「事故報告書」(様式第19号)」により報告書を作成し、こども保育課へ提出するとともに、保育施設等内において他職員と共有、分析し、再発防止策を講じる。

6 保育施設等での医療的ケアの継続について

- (1) 保育施設等での医療的ケア実施については、児童の健康状態等を勘案し、毎年度、保護者が保育施設等へ次の書類を提出し、保育所等の施設長が医療的ケア実施の継続可否を検討する。
 - ・「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」
 - ・「医療的ケアを受ける児童の調査票(様式第3号)」
 - ・「医療的ケアを必要とする児童の教育・保育に関する確認書兼同意書(様式第4号)」
 - ・「医療的ケア実施に関する指示書(様式第6号)」
 - ・「保育のめやす(様式第7号)」
- (2) 主治医の意見を確認し、上記の書類等により引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、保育施設等は継続して保育を実施し、保護者に「医療的ケア実施通知書(様式第9号)」及び「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」を通知する。その後、保護者は、「医療的ケア実施承諾書(様式第13号)」を保育施設等に提出する。

7 受入れ後の医療的ケアの内容変更

- (1) 受入れ後、年度途中において医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」及び「医療的ケア実施に関する指示書(様式第6号)」をこども保育課へ提出する。
- (2) 保育施設等における集団保育の継続実施については、提出書類、児童の健康状態等に基づき、施設長、主任保育士、看護師、認定保育士、担任保育士及びこども保育課とで協議する。
- (3) 主治医の指示に基づき、保育施設等が「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」の医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施する。保育施設等が「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」の医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になり、施設長、主任保育士、看護師、認定保育士及び担任保育士が対応可能と判断できる場合には、集団保育を実施する。
- (4) 主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合は、原則、施設長、看護師、

認定保育士が受診に同行し、医療的ケアの終了の確認を行うとともに、保護者へ「医療的ケア終了届出書（様式第20号）」の提出を依頼する。

- (5) 医療的ケアが終了となる場合は、主治医の指導を受けながら児童の健康状態を確認し、終了後は通常の保育利用に変更となる。
- (6) 就学前の児童においては、児童の心身の状況等によって支援を必要とする内容が大きく変化する場合が考えられる。医療的ケアにおいても児童の成長に伴って、自身で実施できるようにする等、成長や育成への配慮から医療的ケアの内容が変わるときがあることも考慮し、随時対応していく。その際、保護者及び主治医とともに、医療的ケアの内容についても確認を行う。

8 長期欠席について

入院等の長期欠席後、通所が可能となった場合は、保育施設等における集団保育の再開について、必要に応じて主治医に意見を求める。

第4 保護者の了承事項

保育施設等において、安全に医療的ケア児の保育を行い、医療的ケア児及び保護者が安心して保育施設等を利用するために、次の事項について事前に保護者の同意を得るものとする。

1 保育施設等の利用について

- (1) 保育施設等の利用日、利用時間については、原則平日（月～金）の8：30～16：30の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間、医療的ケア児の状態、保育施設等の運営状況等を勘案し、保育施設等と保護者が同意の上、決定すること。
- (2) 毎年度、保育施設等へ次の書類を提出し、保育施設等の施設長が医療的ケア実施の継続可否を判断すること。
 - ・「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」
 - ・「医療的ケアを受ける児童の調査票（様式第3号）」
 - ・「医療的ケアを必要とする児童の教育・保育に関する確認書兼同意書（様式第4号）」
 - ・「医療的ケア実施に関する指示書（様式第6号）」
 - ・「保育のめやす（様式第7号）」
- (3) 児童が集団生活をする保育施設等では、午睡や食事、集団での遊びなど、他の児童と密接に関わる機会が多くあり、医療的ケア児のための個室が用意されている状況ではなく、集団の中での保育となるため、保育室の温湿度管理が困難であり、一般的には感染症を防ぐには難しい環境にあること。

2 医療的ケアについて

- (1) 保育施設等が医療的ケアを実施する上で主治医の指導、助言が必要な場合に、保育施設等の施設長、看護師、認定保育士が保護者の同意を得て、医療的ケア児の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 保育施設等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア児及び緊急時の対応を行うこと。
- (3) 保護者は、医療的ケア児が主治医による診断を受けた場合は、「主治医受診結果報告書（様式第14号）」を作成し、保育施設等に提出すること。
- (4) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合は、その内容を速やかに保育施設等の施設長に報告するとともに、「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」及び「医療的ケア実施に関する指示書（様式第6号）」をこども保育課へ提出すること。
- (5) 保育施設等が医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用、医療的ケアの実施手続きに要する経費等は、保護者の負担となること。
- (6) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品を不足なく準備、点検及び整備をし、保育施設等の施設長に預託すること。使用後の物品

は、家庭に持ち帰ること。

- (7) 保育施設等で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭で実施している範囲で行うものであり、治療行為を提供するものではないこと。また、「看護師は児童の医療的ケアに対して配置され、児童の教育、保育の部分を含めたすべてを看護師が担うものではない」ということを十分理解すること。

3 ならし期間について

- (1) 児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いの下、登園し、保育に参加すること。
- (2) 期間及び保育時間については、保育施設等と相談の上、定めること。
- (3) 児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長、短縮される場合もあること。

4 体調管理及び保育の利用停止等の確認

- (1) やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いすることがあること。保護者の付き添いができない場合は、保育の利用ができないことがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前に健康観察をして、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育の利用ができないことがあること。
- (3) 登園後に発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、また、熱がなくても感染の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育施設等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による幼児の引き取りをお願いすること。
- (4) 解熱後24時間経過しない場合は、保育の利用ができないこと。
- (5) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育施設等内で感染症が一定以上発生した場合には、保育施設等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、保育施設等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (6) 保育施設等が必要と認める場合には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

5 緊急時及び災害時の対応等について

- (1) 児童の症状が急変し、緊急事態と保育施設等が判断した場合、保育施設等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者等の負担とな

ること。

- (2) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。事故抜去等の緊急時に備え、保育施設等は保護者及び主治医等と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」及び「アセスメント票(予想される緊急時の対応方法)(様式第11号)」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (3) てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理及び保管は、保護者等の責任の下で行うこと。
- (4) 災害時対策として、災害時に保護者等が迎えに来ることができない可能性を想定し、1日分の薬と食事(栄養剤)を保育施設等へ持参すること。医療的ケアの使用物品もストックしておくこと。

6 情報の共有について

- (1) 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提供された申請内容等について保育施設等の施設長、看護師、認定保育士、保育士、園医または嘱託医で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、医療的ケア児が居住する地区の専門機関等に意見を求め共有すること。
- (2) 緊急時への対応のために、主治医等から保育施設等に提出された「医療的ケアの申込みに関する主治医意見書(様式第2号)」、「医療的ケア実施に関する指示書(様式第6号)」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。
- (3) 医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者同意の上、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 退所(園)等について

- (1) 医療的ケア児の病状の変化により、保育施設等が「医療的ケア実施計画書(様式第10号)」の医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、保育施設等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断したときには、原則、退所(園)となること。
- (2) 保育施設等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育施設等での受入れができなくなる場合があること。

8 その他

上記1～7のほか、必要に応じ保育施設等との間で取り決めた事項を遵守すること。

第5 各種様式

手続き	様式	名称	内容	作成者	提出先
施設入所 申込	第1号	医療的ケア実施申 込書	保育施設等での医療的ケアの 実施を希望する保護者が、児童 の必要な医療的ケアの内容及 び方法を記入する。	保護者	こども 保育課
	第2号	医療的ケアの申込 みに関する主治医 意見書	主治医等が児童の保育施設等 で生活する上での注意事項等 を記入する。保護者から主治医 等に作成を依頼する。	医療機関	こども 保育課
	第3号	医療的ケアを受け る児童の調査票	医療的ケアを希望する児童の 情報を記入する。	保護者	こども 保育課
	第4号	医療的ケアを必要 とする児童の教育・ 保育に関する確認 書兼同意書	医療的ケアを希望する児童の 保育施設等への受入れに関す る事項について保護者が確認 し同意し、記入する。	保護者	こども 保育課
結果通知	第5号	新居浜市保育施設 等における医療的 ケア児受入れ検討 結果通知書	各資料に基づき、保育施設等 における医療的ケアの実施の可 否について通知する。	こども 保育課	保護者
利用調整	第6号	医療的ケア実施に 関する指示書	主治医等が児童の医療的ケア の内容と実施範囲等の指示内 容について記入する。保護者か ら主治医等へ作成を依頼する。 この指示書を基に保育施設等 では医療的ケアを実施する。	医療機関	こども 保育課
	第7号	保育のめやす	主治医等との面談の下、保護者 が児童の保育活動の可能な範 囲について記入する。	保護者	こども 保育課

手続き	様式	名称	内容	作成者	提出先
利用調整	第8号	与薬依頼書	与薬に関する情報について必要事項を記入する。	保護者 医療機関	保育施設等
	第9号	医療的ケア実施通知書	「医療的ケア実施に関する指示書」(様式第6号)に基づき保育施設等が、実施する医療的ケアの内容について通知する。	保育施設等	保護者
	第10号	医療的ケア実施計画書	「医療的ケア実施に関する指示書」(様式第6号)に基づき保育施設等が、実施する医療的ケアに関する実施計画書を作成する。	保育施設等	保護者
	第11号	アセスメント票(予想される緊急時の対応方法)	保育中の各場面における緊急時の対応について、対処方法を検討し、そのような状況に備えるために作成する。	保育施設等	保護者
	第12号	医療的ケア児「災害対応マニュアル」	災害時の避難手順や避難場所について作成する。	保育施設等	保護者
	第13号	医療的ケア実施承諾書	医療的ケア実施通知書を受けた保護者が通知の内容を確認し、記入する。	保護者	保育施設等
安全実施体制	第14号	主治医受診果報告書	児童が主治医等の診察を受けた場合に、受診内容を記入する。	保護者	保育施設等
	第15号	医療的ケア実施報告書	保育施設等で実施した医療的ケアについて3か月毎に作成する。	保育施設等	保護者
	第16号	医療機器等預かり同意書	保育施設等に医療機器等を預ける際に、医療機器の取扱い等について同意し、記入する。	保護者	保育施設等
	第17号	緊急時における対応確認書	搬送する医療機関、緊急時の対応、連絡先等を記入する。	保護者	保育施設等

手続き	様式	名称	内容	作成者	提出先
安全管理体制	第18号	医療的ケア「ヒヤリハット報告書」	医療的ケアの実施中、事故に至る可能性があったが未然に防ぐことができた内容について記録する。こども保育課にも都度報告する。	保育施設等	こども保育課
	第19号	医療的ケア「事故報告書」	医療的ケアに関して発生した事故内容について記録する。こども保育課にも都度報告する。	保育施設等	こども保育課
終了	第20号	医療的ケア終了届出書	主治医の指示により、児童の医療的ケアが終了した場合に記入する。原則、看護師等の同行、確認が必要となる。	保護者	保育施設等